

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要(平成20年度)

基金の名称 (見直し対象となっている融資等業務(※1)の事業名)	私立学校施設高度化推進支援基金 (私立学校施設高度化推進利子助成金交付事業)
法人名	財団法人 私学研修福祉会
基金額(国庫補助金等相当額)	795,376,013円(795,376,013円)(平成20年4月1日現在)
基金事業の概要 (見直し対象となる融資等業務(※1)を行っている場合は、その概要)	私立の大学、大学院、短期大学、高等専門学校並びに小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の築後30年以上を経過した老朽校舎及び危険建物と認定された旧耐震基準(昭和56年以前の基準)により建設された学校施設の建替え事業に対する日本私立学校振興・共済事業団の融資に係る一定の利息相当額について、私立学校の設置者である学校法人に対し、10年間の利子助成を行う。

2. 見直し結果(平成20年度)

項目	講ずる措置																								
実施した見直しの概要(平成18年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等(※2))	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年度をもって基金事業を廃止し、新規申請の受付を終了 ○ 平成19年度以降、国からの補助金等のうち、後年度負担の支払財源等として必要のない額を国庫へ返納するなど、毎年度基金の取扱いを検討し、残事業終了時に国からの補助金等の残額を国庫へ返納 																								
基金事業を終了する時期	○ 平成18年度をもって基金事業を廃止し、新規申請の受付を終了する。 なお、平成18年度までに実施した事業の後年度負担分については、引き続き当該基金を活用し利子助成を実施する。																								
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果(※3)	使用見込みの低い基金等の該当の有無 有・無 事業を終了した基金(新規申請の受付を終了した基金)に該当 (使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果) 新規申請の受付終了後の基金事業における、後年度負担の必要見込額は約4,057百万円であり、現在、保有している基金(総額795百万円)は、全て当該基金事業(後年度負担分)に充てる。																								
その他	○後年度負担必要見込額 (単位:百万円) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>後年度負担必要見込額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成9年度融資</td><td>0</td></tr> <tr><td>平成10年度融資</td><td>43</td></tr> <tr><td>平成11年度融資</td><td>258</td></tr> <tr><td>平成12年度融資</td><td>284</td></tr> <tr><td>平成13年度融資</td><td>472</td></tr> <tr><td>平成14年度融資</td><td>43</td></tr> <tr><td>平成15年度融資</td><td>289</td></tr> <tr><td>平成16年度融資</td><td>364</td></tr> <tr><td>平成17年度融資</td><td>1,016</td></tr> <tr><td>平成18年度融資</td><td>1,288</td></tr> <tr><td>計</td><td>4,057</td></tr> </tbody> </table>	区分	後年度負担必要見込額	平成9年度融資	0	平成10年度融資	43	平成11年度融資	258	平成12年度融資	284	平成13年度融資	472	平成14年度融資	43	平成15年度融資	289	平成16年度融資	364	平成17年度融資	1,016	平成18年度融資	1,288	計	4,057
区分	後年度負担必要見込額																								
平成9年度融資	0																								
平成10年度融資	43																								
平成11年度融資	258																								
平成12年度融資	284																								
平成13年度融資	472																								
平成14年度融資	43																								
平成15年度融資	289																								
平成16年度融資	364																								
平成17年度融資	1,016																								
平成18年度融資	1,288																								
計	4,057																								

(※1)「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)」第14条第3号に該当する融資等業務のことをいう。

(※2)「補助金等の交付により造成した基金、公益法人の行う融資等業務及び特別の法律により設立される法人の見直し等について」(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)

(※3)「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定)」の3(4)エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。